

三郷市景観賞選考委員会 議案第2号

景観賞選考方法について

令和4年3月18日

—市制施行 50 周年記念事業—

第 5 回三郷市景観賞



議案第 2 号 景観賞選考方法について

目的

議案 1 号にてご紹介いたしました応募作品については、今後皆様に審査していただき、景観賞表彰作品を決定していくこととなります。景観賞の作品選考に当たり、今後の流れ及び選考方法等を「第 5 回 三郷市景観賞 選考方法について（案）」として事務局案を資料にまとめ次頁以降に掲載いたします。

本議案は、この「第 5 回 三郷市景観賞 選考方法について（案）」の内容について委員の皆様のご意見を伺うものです。

頂きたいご意見

次頁以降に示す今後の流れ及び選考方法等についてご意見・お気づきの点などがありましたら意見書に頁番号及びご意見の記入をお願いいたします。

第5回 三郷市景観賞

選考方法について

(案)

I. 景観賞表彰までの流れ

《 》内の選考工程の番号は3ページの「表彰作品決定までの流れ」の各項目の番号と対応しています。

また、資料⑧に旧来の選考工程との比較をまとめておりますので、併せてご覧ください。

令和4年3月18日（金）
第1回景観賞選考委員会

←現在この段階です。

景観賞応募作品について

- ・応募があった全作品を説明します。
- ・条件を満たしていない作品を除外します。《選考工程1》

令和4年4月下旬（予定）
事前審査

①現地写真の送付及び事前審査《選考工程2》

- ・事務局より選考資料（評価シート・現地写真・撮影位置など）を送付します。
- ・選考資料を基に事前に作品の採点をしたうえで、事務局に提出をしていただきます。

令和4年5月中旬（予定）
第2回景観賞選考委員会

表彰対象の決定について《選考工程3》

各委員の採点結果を基に、議論により最終的な順位付けを行い、表彰作品（案）を決定します。

令和4年6月頃
景観賞表彰作品の決定

○表彰作品の決定

景観優秀賞 ○○件
景観賞 ○○件

令和4年 月 日
景観賞表彰式の実施

令和4年12月～
景観賞表彰作品のパネル展

※市内各施設にて実施

Ⅱ. 表彰作品決定までの流れ

1. 選考対象作品の選定

応募のあった作品が三郷市景観賞募集要領の要件を満たす作品であるかの確認を行います。要件を満たすものを選考対象作品とし、以降の選考を行います。

2. 事前審査

第2回選考委員会開催の前に選考資料の事前送付を行います。

各作品について選考の視点に基づき採点の上、同封の返信用封筒にて期日までに事務局に返送してください。（審議会当日欠席される方も事前審査へのご協力をお願いします。）

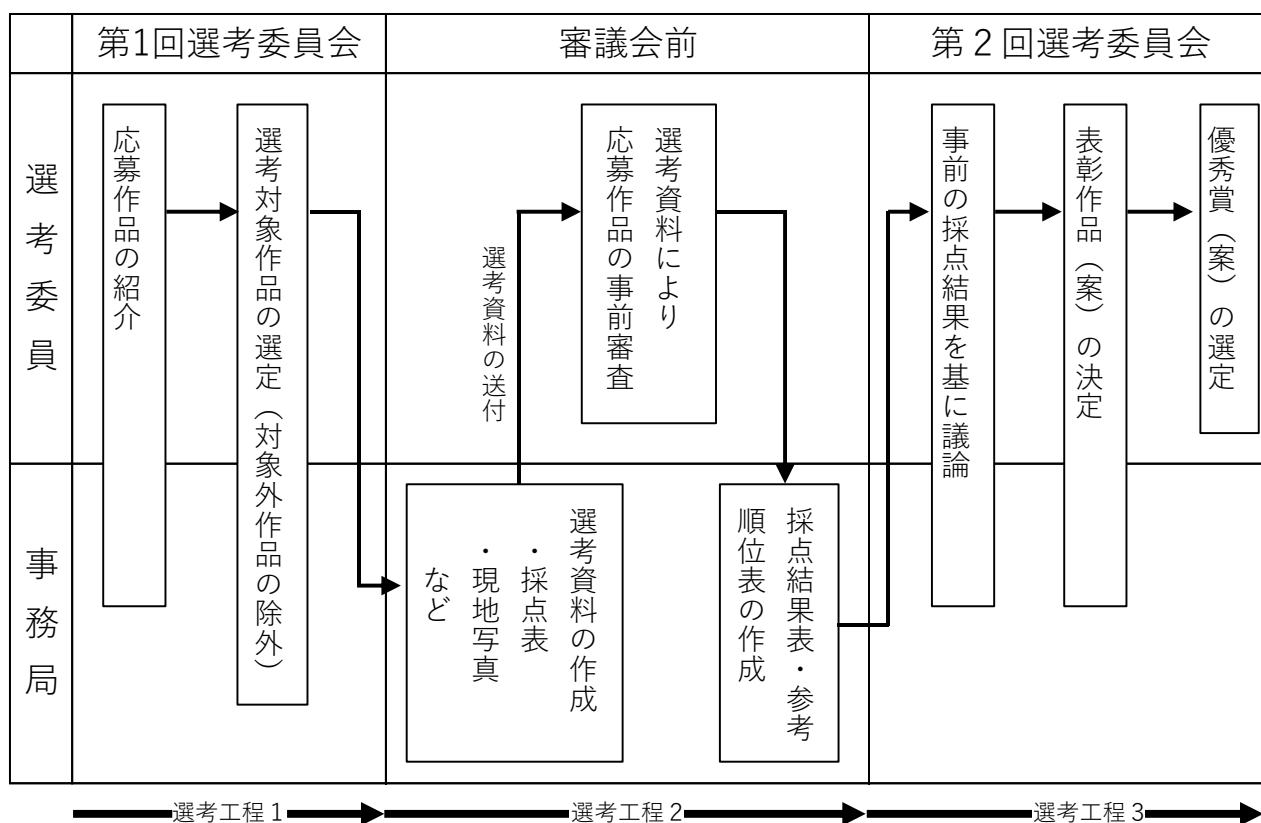
3. 選考対象作品の順位付け/表彰作品（案）の決定

事務局において皆様の採点結果を集計し、合計点をもとに機械的に各作品の順位付けを行います。（採点結果表及び参考順位表の作成）

委員の皆様には採点結果表及び参考順位表をもとに各作品の本順位付け及び表彰作品（案）の決定を行っていただきます。

併せて、優秀賞となる作品を選定していただきます。

(参考 I - 1) 表彰作品決定のフロー図



※現地視察の中止について

従来の選考過程においては、委員の皆様実際に現地視察をしていただいたのちに表彰作品の選定に移っていただいておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、事務局といたしましては移動の車内での密が避けられない現地視察の実施は行うべきではないと判断いたしました。

現地視察の代替措置として事務局により現地の写真（周辺の様子を含む。）を撮影し、これらの写真を基に表彰作品の選定についてご審議頂く形を想定しております。また、各委員による作品の採点については事前に行っていただくことで、次回選考委員会の会議時間の短縮を図りたいと考えております。

なお、第2回選考委員会につきましては、対面形式（リモートを含む）での開催を予定しております。

Ⅲ. 採点方法

1. 採点基準

次ページの「評価点のつけ方の例示」を参考に選考の視点に基づき各作品について次の手順で評価を行います。※手順の①～③は右表の赤字番号に対応しています。

①選考の視点に基づき各作品の評価ポイントを見出します。（後述の評価シートへの記載は不要です。）

②①の評価ポイントについてその作品を「良い（高い）」（5点）～「悪い（低い）」（1点）までの5段階で評価します。

③そもそも選考の視点の対象として該当しないものは0点とします。

※選考の視点は作品ごとに柔軟に解釈してください。

2. 評価シートへの記載

1で採点した点数を評価シート（8ページ参照）に記入してください。

3. 事務局への提出

事務局が用意した返信用封筒を利用して、評価シートを事務局まで提出してください。

(参考Ⅲ-1) 評価点の付け方の例示

部門	選考の視点	審査の例示		
		評価点	どのようなものがあるか？	どのように審査？
	※そもそも①から⑩の中で対象に該当しないものもある。その場合の評価点は「なし0」		※下記は1例のため、実際の審査では作品に応じて対応する。	※良い(高い)から悪い(低い)の間で審査
(1) 水や緑との調和の視点	①水、緑を活かし調和している。又は創出している。	良い 5	●外部空間の水(池、流れ等)や緑(草花、樹木等)	●調和や創出が ・良い → 5点 ・普通 ~ ・悪い、なし → 0点
	②河川、公園等の空間や景観を活かし調和している。	普通 3	●(河川、公園沿いに)外部のゆとりスペースの確保や建物の正面性、形態、意匠等のしつらえ	●確保や調和が ・良い ・普通 ・悪い、なし
(2) まちとの調和の視点	③まちの景観をリードする積極的な取り組みが成されている。	普通 の上 4	●周辺の建物の景観に対して、お手本となる、規模、形態意匠等 → 景観計画の「モデル基準図」(7ページ)参照	●モデル基準図の記述内容(丸番号)の実施が ・多い ・普通 ・少ない、なし
	④まちの歴史・文化的な景観を活かし調和している。又は創出している。	普通 3	●地域らしさを取り入れた、又は創出した屋根、建物の形態、意匠等 → 彦成通りに建つ場合は「和風、倉等」がキーワード	●取り入れや創出が ・良い ・普通 ・悪い、なし
	⑤道路等の空間や景観を活かし調和している。	普通 の下 2	●(道路等に沿って)外部のゆとりスペースの確保や建物の正面性、形態、意匠等	●確保や調和が ・良い ・普通 ・悪い、なし
(3) ほっとする景観づくりの視点	⑥まちに潤いやゆとりのある良好な空間と景観づくりをしている。	普通 の上 4	●敷地内に開放された通路や休憩スペースの確保、草花、樹木等の創出	●確保や創出が ・良い ・普通 ・悪い、なし
	⑦まちの景観に配慮した形態、意匠、色彩、材質等を活かし調和している。又は創出している。	普通 3	●建物の形態、意匠、色彩、材質等がほっとする景観に相当 → 「ほっとする」と感じるかどうかを審査して頂く	●調和や創出が ・良い ・普通 ・悪い、なし
(4) 景観連鎖の視点	⑧上記①から⑦のうち複数の良好な視点が連鎖し、調和している。	普通 の上 4	●上記①から⑦のうち複数の良好な視点が連鎖し、調和している。 → ①+③+⑥がある	●連鎖の調和が ・多い ・普通 ・少ない、なし
	⑨良好な景観形成が維持、又は向上している。	普通 の下 2	●建物、外部空間(水、緑、舗装、施設等)の汚れ、損傷、不備等のない管理の維持、向上の状況	●管理の維持、向上が ・良い ・普通 ・悪い
	⑩その他、特に本市の景観形成に貢献しているとみなされる。	なし 0	●応募者の貢献アピールの内容 → 応募者が貢献をアピールする内容が審査対象	●貢献度が ・高い ・普通 ・低い、なし
総合	50点満点の→	30		

(参考Ⅲ－3) 評価シート

部門	選考の 視点	評価点					
※そもそも①から⑩の中で対象に該当しないものもある。その場合の評価点は「なし0」各項目0～5点で採点		作品A	作品B	作品C	作品D	作品E	作品E
(1) 水や緑との調 の視点	①水、緑を活かし調和している。又は創出している。						
	②河川、公園等の空間や景観を活かし調和している。						
(2) まちとの調和 視点	③まちの景観をリードする積極的な取り組みが成されている。						
	④まちの歴史・文化的な景観を活かし調和している。又は創出している。						
	⑤道路等の空間や景観を活かし調和している。						
(3) ほっとする景 づくりの視点	⑥まちに潤いやゆとりのある良好な空間と景観づくりをしている。						
	⑦まちの景観に配慮した形態、意匠、色彩、材質等を活かし調和している。又は創出している。						
(4) 景観連鎖の視	⑧上記①から⑦のうち複数の良好な視点が連鎖し、調和している。						
	⑨良好な景観形成が維持、又は向上している。						
	⑩その他、特に本市の景観形成に貢献しているとみなされる。						
総合	50点満点の →						
順位 (※評価点を参考に相対的な順位付けを記入してください)							

IV. 表彰作品及び表彰区分の決定

1. 本順位の決定

皆様の採点結果を集計し、事務局にて応募作品を部門ごとに機械的に順位付けいたします。(以下、参考順位とします。)この参考順位では「ある視点に特化しているが総合点は低いもの」や「どの視点も平均的に低いが上位にいるもの」など、点数では拾えないものにより適正な順位になっていないものがあるかと思えます。これらをすくい上げる作業を議論により行い、正式な「景観賞応募作品順位表」を作成してください。

2. 表彰作品の選定及び表彰区分の決定

- ① 1で決定した景観賞応募作品順位表のうち部門ごとに上位何作品を表彰対象作品とするか議論により決定してください。
さらに、
- ② 表彰対象作品の表彰区分（景観優秀賞又は景観賞）を部門ごとに決定します。

※最優秀賞の表彰区分の設置については、とびぬけてよい作品があるなど、選考過程の中で委員の皆様から最優秀賞の表彰区分の設置の発議があった場合に、改めて議論により決めていきたいと考えております。

(参考IV-1) 本順位決定のイメージ

選考の視点		評価点				
		景色部門				
		作品A	作品B	作品C	作品D	
(1) 水や緑との調和の視点	①	3.6	2.5	0	2.8	
	②	3.8	2.5	0	2.8	
(2) まちとの調和の視点	③	3.9	3	4.6	2.1	
	④	4	3	4.7	2	
	⑤	3.8	3	4.5	1.5	
(3) ほっとする景観づくりの視点	⑥	4.1	2.5	2.5	1.3	
	⑦	4.4	2.5	2.5	1.3	
(4) 景観連鎖の視点	⑧	3.5	2.5	2.5	1.4	
	⑨	3.6	2.5	2.5	1	
	⑩	3.8	2.5	2.5	1.1	
総合平均	50点満点の→	38.5	26.5	26.3	17.3	
総合順位			1	2	3	4
部門別順位			1	2	3	4

【点数で拾えない例】
 作品B：すべての選考の視点において平均的な作品
 作品C：選考の視点(2)に特化した作品
 作品Cは選考の視点(2)において作品Bより優れているが、周辺環境に水や緑が無いため選考の視点(1)が0点となり、作品Bより順位が低くなっている。この場合作品BとCの順位を入れ替えるかどうかの議論が生じると考えられます。
 ※上記の例に限らず、参考順位から入れ替える必要があると思われる作品がありましたら、ご議論を頂きます。

(参考IV-2) 優秀賞及び景観賞の選定のイメージ

景観賞応募作品順位表

景色部門	順位	作品名
	1	作品A
	2	作品B
	3	作品C
	4	作品D
	5	作品E
	6	作品F

① 表彰対象作品を決定
 ② 表彰区分を決定
 景観優秀賞
 景観賞

※優秀賞を設定しない部門があっても構いません。